

## 第5章 耐震改修を促進する環境整備

### 第1節 専門技術者の養成・専門技術者情報の公開

木造戸建住宅の耐震診断・改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。これらの方々を対象とした県の主催する講習会等に参加し、耐震化に必要な知識・技術を習得した技術者を住民の方への紹介を実施します。また、住民が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

### 第2節 耐震診断及び耐震改修の技術の向上等

国土交通大臣の指定を受けた耐震改修支援センターや（財）熊本県建築住宅センターと連携して、住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術等（簡易な方法やコストダウンができる方法など）について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県の協力を得ながら、建築関係団体の耐震技術の向上に努めます。

### 第3節 関係団体等との連携

県促進計画を踏まえ、県と市の役割分担を定め、耐震改修に関する啓発及び知識の普及促進を図るために次の項目を整理するものとします。また自治会との連携・支援策について、地域の耐震化に向け地域住民が持つべき意識や行うべき行動などについて検討します。

- a) 改耐震改修促進法による指導・助言、支持、公表等に関する事項
- b) 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項
- c) 地域の耐震指針等の実効性を上げるための条例化等に関する事項
- d) その他耐震改修促進に関して必要な事項